

【設定の基準】

- ・避難指示解除準備区域(20ミリシーベルト/年以下)
空間線量率が3.8マイクロシーベルト/時以下
- ・居住制限区域(20ミリシーベルト/年超、50ミリシーベルト/年以下)
空間線量率が3.8マイクロシーベルト/時超、9.5マイクロシーベルト/時以下
- ・帰還困難区域(50ミリシーベルト/年超)
空間線量率が9.5マイクロシーベルト/時超

避難指示は、

- (i) 年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域について、
- (ii) 下記の状況となった段階で、
 - 日常生活に必須なインフラが概ね復旧
 - 生活関連サービスが概ね復旧
 - 子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗
- (iii) 県、市町村、住民の皆様との十分な協議を踏まえ、解除することとされています。

国は、インフラや生活関連サービスの復旧や除染を進めながら、地元との協議をしっかりと踏まえた上で、順次、避難指示を解除していく方針です。